

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国企業破産法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(二)
(法釈〔2013〕22号として2013年9月5日公布、同月16日施行)

「中華人民共和国企業破産法」、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国契約法」等の関連法律に基づき、裁判の実践を併せ考慮して、人民法院が企業破産事件の審理において債務者の財産を認定する際に関連する法律適用の問題について、本規定を制定する。

第1条 債務者が所有する金銭及び現物以外に、債務者が法により享有する、金銭を用いて価額評価することができ、かつ、法により譲渡することができる債権、出資持分、知的財産権、用益物権等の財産及び財産権益について、人民法院は、これらをすべて債務者の財産と認定しなければならない。

第2条 次の各号に掲げる財産は、債務者の財産と認定しないものとする。

- (一) 債務者が倉庫保管、保管、請負、代理販売、借用、寄託、賃貸借等の契約又はその他の法律関係に基づいて占有又は使用している他人の財産
- (二) 債務者が所有権留保売買においてなお所有権を取得していない財産
- (三) 所有権が国に専属しており、かつ、譲渡してはならない財産
- (四) その他法律又は行政法規により債務者に属しない財産

第3条 債務者が既に法により担保物権を設定している特定の財産について、人民法院は、これを債務者の財産と認定しなければならない。

債務者の特定の財産の、担保物権の消滅又は担保物権の実行後の残余分については、破産手続において、破産費用、共益債務及びその他の破産債権の弁済に用いることができる。

第4条 所有権を持分共有する共有財産に対する債務者の関連持分又は所有権を共有する共有財産に対する債務者の相応の財産権及び法により共有財産を分割した場合の債務者の取得部分について、人民法院は、これらをすべて債務者の財産と認定しなければならない。

人民法院による債務者の破産清算宣告は、共有財産の分割の法定事由に該当する。人民法院が債務者の更生又は和議を裁定した場合には、共有財産の分割は、物権法第99条の規定により行わなければならない。更生又は和議の必要に応じ共有財産を分割しなければならない場合において、管財人が分割を請求したときは、人民法院は、これを許可しなければならない。

共有財産の分割によりその他の共有者の損害を招き生じた債務について、その他の共有者が共益債務としての弁済を請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第5条 破産申立の受理後に、債務者の財産に関する執行手続が企業破産法第19条の規定どおりに中止されなかった場合には、執行措置を講じた関連単位は、法によりこれを是正

しなければならない。法により再執行¹された財産について、人民法院は、これを債務者の財産と認定しなければならない。

第6条 破産申立の受理後に、関連する利害関係人の行為又はその他の原因により破産手続の法による実施に影響を及ぼすおそれがあるものに対しては、破産申立を受理した人民法院は、管財人の申立てに基づき、又は職権により、債務者の財産の全部又は一部について保全措置を講ずることができる。

第7条 債務者の財産に対し既に保全措置を講じている関連単位は、人民法院が関係債務者の破産申立を受理する旨を既に裁定したことを知った後に、企業破産法第19条の規定により、債務者の財産に対する保全措置を遅滞なく解除しなければならない。

第8条 人民法院は、破産申立を受理してから破産を宣告するまでの間に破産申立を却下する旨を裁定した場合、又は企業破産法第108条の規定により破産手続を終結する旨を裁定した場合には、当初保全措置を講じていたが既に法により保全措置を解除した単位に対し、当初の保全順位に従って関連保全措置を回復するよう遅滞なく通知しなければならない。

既に法により保全措置を解除した単位が保全措置を回復するまで、又は回復はしない旨を表明するまでは、破産申立を受理した人民法院は、債務者の財産に対する保全措置を解除してはならない。

第9条 管財人が企業破産法第31条及び第32条の規定により訴訟を提起し、債務者の財産に関わる関連行為の取消し及び債務者の財産の相手方からの返還を請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

管財人が故意又は過失によって法どおりに取消権を行使しなかったことにより債務者の財産に不当な減損を招いた場合において、債権者が訴訟を提起し、当該損失についての管財人による相応の賠償責任の負担を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第10条 債務者が行政整理手続を経て破産手続に切り替えた場合には、企業破産法第31条及び第32条所定の行為の取消が可能な場合の起算点は、行政監督管理機構が取消決定を下した日とする。

債務者が強制清算手続を経て破産手続に切り替えた場合には、企業破産法第31条及び第32条所定の行為の取消が可能な場合の起算点は、人民法院が強制清算の申立てを受理する旨を裁定した日とする。

第11条 人民法院が管財人の請求に基づき、債務者の財産に関わる明らかに不合理な価格にて行われた取引を取り消す場合には、売買の双方当事者は、相手方当事者から獲得した財産又は代金を法により返還しなければならない。

当該取引の取消しにより、債務者が譲受人に既払代金を返還すべきことから生じた債務について、譲受人が共益債務としての弁済を請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第12条 破産申立の受理前の1年以内に債務者が繰上弁済した期限未到来の債務が、破産申

¹ 訳注：原文は「執行回转」。執行の根拠となった法律文書が取消し又は変更となった場合に、執行中又は執行が完了したものについて人民法院が再び執行措置を講じ、執行手続開始前の状態に回復することをいう。

立の受理前に既に期限が到来している場合において、管財人が当該弁済行為の取消しを請求したときは、人民法院は、これを支持しない。但し、当該弁済行為が破産申立受理前の6か月内に発生しており、かつ、債務者に、企業破産法第2条第1項所定の事由がある場合を除く。

第13条 破産申立の受理後に、債務者による財産の無償譲渡、明らかに不合理な価格による取引及び債権放棄行為を取り消すよう管財人が企業破産法第31条の規定どおりに請求しなかった場合において、債権者が契約法第74条等の規定により訴訟を提起し、債務者の上記行為を取り消すこと及びこれにより取り戻される財産を債務者の財産に組み入れることを請求したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

債権者の取消権行使範囲が債権者の債権を上回っているとして相手方が抗弁した場合には、人民法院は、これを支持しない。

第14条 債務者が自己所有財産に担保物権を設定した債権に対して行った個別の弁済に関し、管財人が企業破産法第32条の規定により取消しを請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、債務弁済時における担保財産の価値が債権額を下回っている場合を除く。

第15条 債務者が訴訟、仲裁又は執行手続を経て債権者に対して行った個別の弁済に関し、管財人が企業破産法第32条の規定により取消しを請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、債務者が債権者と悪意により通謀し、その他の債権者の利益を損なった場合を除く。

第16条 債務者が債権者に対して行った次の各号に掲げる個別の弁済に関し、管財人が企業破産法第32条の規定により取消しを請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。

- (一) 債務者が基本生産を維持するために水道代、電気代等を支払ったもの
- (二) 債務者が労働報酬又は人身損害賠償金を支払ったもの
- (三) 債務者の財産をして受益せしめるその他個別の弁済

第17条 管財人が企業破産法第33条の規定により訴訟を提起して、隠匿若しくは移転された財産の実質占有者から債務者の財産が返還されることを主張し、又は債務者による債務の虚構若しくは不実な債務の承認行為の無効及び債務者の財産の返還を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第18条 債務者の法定代表者及びその他の直接責任者による債務者の財産に関わる関連行為に故意又は重大な過失が存在したことにより債務者の財産の損失がもたらされたことを理由とし、管財人が債務者を代表して企業破産法第128条の規定により訴訟を提起し、上記の責任者による相応の賠償責任の負担を主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第19条 債務者が対外的に享有する債権の訴訟時効は、人民法院が破産申立を受理した日から中断する。

債務者が正当な理由なく自身の期限到来債権について遅滞なく権利を行使しなかったことにより、その対外的な債権が破産申立の受理前1年以内に訴訟時効期間を経過することになった場合には、人民法院が破産申立を受理した日から上記債権の訴訟時効期間を計算し直す。

第 20 条 管財人が債務者を代表して訴訟を提起し、出資人²は債務者に対する未履行出資を法により払い込み、又は引き出した出資元利を返還するよう主張した場合において、出資人が出資引受については会社定款所定の納付期限がなお到来していないこと又は出資義務違反については既に訴訟時効を徒過していることを理由として抗弁したときは、人民法院は、これを支持しない。

管財人が会社法の関連規定により債務者を代表して訴訟を提起し、会社の発起人並びに出資者による出資の履行を監督する義務を負う董事及び高級管理職又は出資引出に協力したその他の出資者、董事、高級管理職、実質支配者等は出資者の出資義務違反又は出資引出について相応の責任を負い、かつ、財産を債務者の財産に組み入れるよう主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 21 条 破産申立の受理前に、債権者が債務者の財産について次の各号に掲げる訴訟を提起し、破産申立の受理時に事件がなお審理終結していない場合には、人民法院は、審理を中止しなければならない。

- (一) 第三債務者が債務者に代わって債務を当該債権者に直接償還するよう主張するもの
- (二) 債務者の出資人、発起人並びに出資者による出資の履行を監督する義務を負う董事及び高級管理職又は出資引出に協力したその他の出資者、董事、高級管理職、実質支配者等が出資不実又は出資引出の責任を当該債権者に対して直接負うよう主張するもの
- (三) 債務者の出資者と債務者の法人格が著しく混同していることを理由として、債務者が当該債権者に対して負っている債務を債務者の出資者が当該債権者に直接償還するよう主張するもの
- (四) その他債務者の財産について提起された個別の弁済訴訟

債務者の破産宣告後に、人民法院は、企業破産法第 44 条の規定により、債権者の訴訟請求を棄却する旨を判決しなければならない。但し、債権者が一審において、取り立てた関連財産を債務者の財産に組み入れることにその訴訟請求を変更した場合を除く。

債務者の破産宣告前に、人民法院が企業破産法第 12 条又は第 108 条の規定により、破産申立の却下又は破産手続の終結を裁定した場合には、上記の審理が中止されていた事件は、法により審理を再開しなければならない。

第 22 条 破産申立の受理前に、債権者が債務者の財産について、本規定第 21 条第 1 項に掲げる訴訟を人民法院に提起していた場合において、人民法院が効力の生じた民事判決書又は調停書を既に作成したものなお執行が完了していなかったときは、破産申立の受理後に、関連執行行為は企業破産法第 19 条の規定により中止されなければならない。債権者は法により管財人に関連債権を届け出なければならない。

第 23 条 破産申立の受理後に、債権者が債務者の財産について、本規定第 21 条第 1 項に掲げる訴訟を人民法院に提起した場合には、人民法院は、これを受理しない。

法により第三債務者、債務者の出資人等から債務者の財産を取り立てるよう債権者が債権者集会又は債権者委員会を通じて管財人に要求した場合において、管財人が正当な

² 訳注：本規定の和訳においては、原文「出資人」を「出資人」、原文「股东」を「出資者」として訳し分けた。

理由なく取立てを拒絶したときに、債権者集会が企業破産法第 22 条の規定により管財人の交代を人民法院に申し立てたときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

管財人が取立てをしなかった場合において、個別の債権者が全債権者を代表して関連訴訟を提起し、第三債務者若しくは債務者の出資人等による債務者への弁済若しくは債務者の財産の返還を主張したとき、又は法により合併破産を申し立てたときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

第 24 条 債務者に企業破産法第 2 条第 1 項所定の事由がある場合には、債務者の董事、監事及び高級管理職が職権を利用して獲得した次の各号に掲げる収入について、人民法院は、企業破産法第 36 条に定める非正常な収入と認定しなければならない。

- (一) 業績賞与
- (二) 従業員の賃金がおおむね遅配である状況下において獲得した賃金性収入
- (三) その他の非正常な収入

債務者の董事、監事及び高級管理職が上記の債務者の財産を管財人に返還することを拒否した場合において、管財人が上記人員からの返還を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

債務者の董事、監事及び高級管理職が第 1 項第(一)号又は第(三)号の非正常な収入を返還することにより形成される債権は、普通破産債権として弁済することができる。第 1 項第(二)号の非正常な収入を返還することにより形成される債権については、企業破産法第 113 条第 3 項の規定により、当該企業の従業員の平均賃金に従い計算される部分は未払いの従業員賃金として弁済し、当該企業の従業員平均賃金を超えて計算される部分は普通破産債権として弁済することができる。

第 25 条 管財人は、債務の弁済若しくは担保の提供により質物若しくは留置物を取り戻す方式、又は質権者若しくは留置権者との合意により質物若しくは留置物をもって価額評価し債務を弁済する等の方式を通じ、債権者の利益に対して重大な影響を有する財産処分行為を行おうとする場合には、遅滞なく債権者委員会に報告しなければならない。債権者委員会が設立されていない場合には、管財人は、遅滞なく人民法院に報告しなければならない。

第 26 条 権利者は、企業破産法第 38 条の規定により取戻権を行使する場合には、破産財団の換価方案又は和議合意、更生計画草案が債権者集会の議決に付託される前に管財人に申し入れなければならない。権利者は、上記の期限後に関連財産の取戻しを主張する場合には、取戻権の行使の遅延により増加する関連費用を負担しなければならない。

第 27 条 権利者が企業破産法第 38 条の規定により管財人に対して関連財産の取戻しを主張した場合において、管財人がこれを認めず、権利者が債務者を被告として人民法院に訴訟を提起し取戻権の行使を請求したときは、人民法院は、これを受理しなければならない

権利者が人民法院又は仲裁機関の効力の生じた関連法律文書により管財人に対してかかる係争財産の取戻しを主張した場合において、管財人が効力の生じた法律文書に誤りがあることを理由として当該権利者による取戻権の行使を拒絶したときは、人民法院は、これを支持しない。

第 28 条 権利者が取戻権を行使する際に、関連する加工賃、保管料、託送費、委託料、代理販売費等の費用を法どおりに管財人に支払わず、管財人がその関連財産の取戻しを拒

絶した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第29条 債務者が占有する権利帰属不明の、生もので腐りやすい等保管が困難である財産又は遅滞なく換価しなければ価値が著しく下落する財産について、管財人が遅滞なく換価し、かつ、換価金を供託した後に、関係権利者が当該換価金について取戻権を行使した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第30条 債務者が占有する他人の財産が第三者に違法譲渡され、物権法第106条の規定により第三者が財産所有権を既に善意取得し、原権利者が当該財産を取り戻すことができない場合には、人民法院は、次の各号に掲げる規定に従い処理しなければならない。

(一) 譲渡行為が破産申立の受理前に発生した場合には、原権利者の財産損失により形成される債権は、普通破産債権として弁済する。

(二) 譲渡行為が破産申立の受理後に発生した場合には、管財人又は関係人の職務執行により原権利者の損害を招き生じた債務は、共益債務として弁済する。

第31条 債務者が占有する他人の財産が第三者に違法譲渡され、第三者が既に債務者に対して譲渡代金を支払ったものの物権法第106条の規定により財産所有権は取得していない場合において、原権利者が法により譲渡財産を取り戻すとき、第三者が既に対価を支払ったことにより生じた債務について、人民法院は、次の各号に掲げる規定に従い処理しなければならない。

(一) 譲渡行為が破産申立の受理前に発生した場合には、普通破産債権として弁済する。

(二) 譲渡行為が破産申立の受理後に発生した場合には、共益債務として弁済する。

第32条 債務者が占有する他人の財産が毀損若しくは滅失し、これにより獲得した保険金、賠償金若しくは代償物が債務者になお引き渡されていない場合、又は代償物が債務者に既に引き渡されているものの債務者の財産と区別することができる場合において、権利者がこれについて獲得された保険金、賠償金又は代償物の取戻しを主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

保険金若しくは賠償金が既に債務者に引き渡され、又は代償物が既に債務者に引き渡され、かつ、債務者の財産と区別することができない場合には、人民法院は、次の各号に掲げる規定に従い処理しなければならない。

(一) 財産の毀損又は滅失が破産申立の受理前に発生した場合には、権利者の財産損失により形成される債権は、普通破産債権として弁済する。

(二) 財産の毀損又は滅失が破産申立の受理後に発生した場合には、管財人又は関係人の職務執行により権利者の損害を招き生じた債務は、共益債務として弁済する。

債務者が占有する他人の財産の毀損若しくは滅失について相応の保険金、賠償金若しくは代償物が獲得されていない場合、又は保険金、賠償金若しくは代償物がその損失部分を填補するのに不足する場合には、人民法院は、本条第2項の規定に従い処理しなければならない。

第33条 管財人又は関係人が職務執行の過程において、故意又は重大な過失により他人の財産を不当に譲渡し、又は他人の財産の毀損若しくは滅失をもたらして他人の損害を招き生じた債務について、これを共益債務とし、債務者の財産から随時弁済しても損失の填補に不足する場合において、権利者が管財人又は関係人に対し、補充賠償責任の負担を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

上記の債務が共益債務として債務者の財産から随時弁済された後、管財人又は関係人の職務執行不当により債務者の財産の減少が招かれ自身に損失がもたらされたとして債権者が訴訟を提起し、管財人又は関係人による相応の賠償責任の負担を主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第34条 売買契約の双方当事者が目的物の所有権留保を契約で約定している場合において、目的物の所有権が法により買主に移転しないうちに一方の当事者が破産したときは、当該売買契約は双方いずれも履行完了していない契約に該当し、管財人は、企業破産法第18条の規定により契約の解除又は継続履行を決定する権利を有する。

第35条 売主が破産した場合において、その管財人が所有権留保売買契約の継続履行を決定したときは、買主は、原売買契約の約定に従って代金を支払い、又はその他の義務を履行しなければならない。

買主が約定どおりに代金を支払わず、若しくはその他の義務の履行を完了せず、又は目的物について売却し、質権を設定し、若しくはその他の不当な処分を行って売主に損害をもたらした場合において、売主の管財人が法により目的物の取戻しを主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、買主が既に目的物の総代金の100分の75以上を支払っている場合、又は第三者が目的物の所有権若しくはその他の物権を善意取得した場合を除く。

本条第2項の規定により目的物を取り戻すことができなかつた場合において、買主は引き続き代金を支払い、その他の義務を履行完了し、及び相応の賠償責任を負担するよう売主の管財人が法により主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第36条 売主が破産した場合において、その管財人が所有権留保売買契約の解除を決定し、かつ、売買の目的物を引き渡すよう企業破産法第17条の規定により買主に要求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

約定どおりに代金を支払わない状況若しくはその他の義務の履行を完了しない状況、又は目的物に関する売却、質権設定若しくはその他の不当な処分の状況が自身に存在しないことをもって買主が抗弁した場合には、人民法院は、これを支持しない。

買主が契約の義務を法により履行し、かつ、本条第1項により売買の目的物を売主の管財人に引き渡した後、買主の既払代金に係る損失により形成される債権は、共益債務として弁済する。但し、買主が契約の約定に違反し、売主の管財人が上記債権は普通破産債権として弁済することを主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第37条 買主が破産し、その管財人が所有権留保売買契約の継続履行を決定した場合には、原売買契約に約定した買主による代金支払い又はその他の義務の履行の期限は、破産申立の受理時点において到来したものとみなし、買主の管財人は、遅滞なく売主に対して代金を支払い、又はその他の義務を履行しなければならない。

買主の管財人が正当な理由なくして遅滞なく代金を支払わず、若しくはその他の義務の履行を完了せず、又は目的物について売却し、質権を設定し、若しくはその他の不当な処分を行って売主に損害をもたらした場合において、売主が契約法第134条等の規定により目的物の取戻しを主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、買主が既に目的物の総代金の100分の75以上を支払っている場合、又は第三者が目的物の所有権若しくはその他の物権を善意取得した場合を除く。

本条第2項の規定により目的物を取り戻すことができなかつた場合において、買主は引き続き代金を支払い、その他の義務を履行完了し、及び相応の賠償責任を負担するよう売主が法により主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。買主が代金を支払わず、又はその他の義務の履行を完了しないこと、及び買主の管財人が目的物について売却し、質権を設定し、又はその他の不当な処分をしたことにより売主の損害を招き生じた債務について、売主が共益債務としての弁済を主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第38条 買主が破産し、その管財人が所有権留保売買契約の解除を決定した場合において、売主が企業破産法第38条の規定により売買の目的物の取戻しを主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

売主が売買の目的物を取り戻した場合において、既払代金の売主からの返還を買主の管財人が主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。取り戻した目的物の価値が明らかに減少して売主に損失をもたらした場合には、売主は、買主の既払代金の中から優先的にこれを控除したうえで残りの部分を買主に返還することができる。買主の既払代金が売主の目的物の価値減損を填補するのに不足する損失により形成される債権について、売主が共益債務としての弁済を主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第39条 売主が企業破産法第39条の規定により、輸送中止、貨物返還、仕向地変更又は他の荷受人への貨物引渡しを運送人又は実質占有者に通知する等の方式を通じ輸送途中の目的物に対して取戻権を主張したもののこれを実現することができなかつた場合、又は貨物が管財人に到着しないうちに既に管財人に対して輸送途中の目的物の取戻しを主張していた場合において、売買の目的物が管財人に到着した後に売主が管財人に対して取戻しを主張したときは、管財人は、これを許可しなければならない。

売主が輸送途中の目的物について取戻権を遅滞なく行使せず、売買の目的物が管財人に到着した後に管財人に対して輸送途中の目的物に係る取戻権を行使したときは、管財人は、これを許可しないものとする。

第40条 債務者の更生期間において、債務者が適法に占有する権利者の財産の取戻しを権利者が要求し、これが双方の事前に約定した条件に適合しない場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、管財人又は自ら管理をする債務者の約定違反により、取戻物が譲渡され、毀損し、滅失し、又は価値が明らかに減少するおそれがある場合を除く。

第41条 債権者は、企業破産法第40条の規定により相殺権を行使する場合には、管財人に対して相殺の主張を申し入れなければならない。

管財人は、債務者と債権者との相互負担債務を自ら相殺してはならない。但し、相殺により債務者の財産をして受益せしめる場合を除く。

第42条 債権者の申し入れる債務の相殺を主張する通知を管財人が受領した後、審査を経て異議のない場合には、相殺は、管財人が通知を受領した日から効力を生ずる。

管財人は、相殺の主張に対して異議を有する場合には、約定の異議申立期間内又は債務の相殺を主張する通知を受領した日から3か月内に、人民法院に対して訴訟を提起しなければならない。正当な理由なく期限を徒過して提起した場合には、人民法院は、これを支持しない。

人民法院が管財人の提起した相殺無効の訴訟請求を棄却する旨を判決した場合には、当該相殺は、管財人が債務の相殺を主張する通知を受領した日から効力を生ずる。

第43条 債権者が相殺を主張する場合において、管財人が次の各号に掲げる理由にて異議を申し立てたときは、人民法院は、これを支持しない。

- (一) 破産申立の受理時点において、債務者が債権者に対して負う債務の期限が到来していなかったこと。
- (二) 破産申立の受理時点において、債権者が債務者に対して負う債務の期限が到来していなかったこと。
- (三) 双方の相互負担債務の目的物の種類又は品質が異なること。

第44条 破産申立の受理前の6か月内に、債務者に企業破産法第2条第1項所定の事由がある場合において、債務者が個別の債権者と相殺する方式にて個別の債権者に対して弁済し、その相殺された債権債務が、企業破産法第40条第(二)及び(三)号所定の事由のいずれかに該当するときに、管財人が破産申立の受理日から3か月内に人民法院に対して訴訟を提起し、当該相殺の無効を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第45条 企業破産法第40条所定の、相殺してはならない事由に係る債権者が、債務者の特定財産に対して自身が優先弁済権を享有する債権と、債務者が当該債権者に対して優先弁済権を享有しない債権とをもって相殺することを主張した場合において、債務者の管財人が、相殺に企業破産法第40条所定の事由が存在することをもって異議を申し立てたときは、人民法院は、これを支持しない。但し、相殺に用いる債権が、債権者が優先弁済権を享有する財産の価値を上回る場合を除く。

第46条 債務者の出資者が、次の各号に掲げる債務と債務者が当該出資者に対して負う債務とをもって相殺することを主張した場合において、債務者の管財人が異議を申し立てたときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (一) 債務者の出資者が債務者への出資を未払込であること又は出資を引き出したことにより債務者に対して負う債務
- (二) 債務者の出資者が出資者としての権利又は関連関係を濫用して会社の利益を損ない、債務者に対して負う債務

第47条 人民法院が破産申立を受理した後に、当事者が提起した、債務者に係る民事訴訟事件は、企業破産法第21条の規定により、破産申立を受理した人民法院が管轄しなければならない。

破産申立を受理した人民法院が管轄する、債務者に係る第一審民事事件は、民事訴訟法第38条の規定により上級の人民法院が自ら審理すること、又は上級の人民法院の承認を受けたうえで下級の人民法院に移管して審理させることができる。

破産申立を受理した人民法院が、債務者に係る海事紛争、特許紛争、証券市場に係る虚偽の陳述により招いた民事賠償紛争等の事件について管轄権を行使することができない場合には、民事訴訟法第37条の規定により、上級の人民法院が管轄を指定することができる。

第48条 本規定の施行前に当院が発布した企業破産についての司法解釈で、本規定に抵触するものは、本規定施行日から適用しない。

「企業破産法」の適用に係る
若干の問題に関する規定(二)
(最高人民法院)

全文和訳
(曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所), 2013年10月24日版)

(法令原文名称: 关于适用《中华人民共和国企业破产法》若干问题的规定(二))

シテューワ法律事務所